

平成25年度警察庁調達改善計画

1 平成25年度の調達改善の取組内容

(1) 随意契約・一者応札となっている調達の見直し

調達改善の対象	調達改善の取組内容	調達改善の目標
随意契約・一者応札 となっている調達 (警察庁、附属機関、 地方機関及び都道府 県警察)	仕様書の見直し等 仕様書審査委員会等の活用による仕様書の 不断の見直し、新規業者の参入の働きかけ等 を行う	平成24年度と比較して、 随意契約・一者応札と なっている契約数の縮 減を目指す
	「特定調達契約審査委員会」による随意契 約予定案件の審査 「国の物品等又は特定役務の調達手続の特 例を定める政令」の規定が適用される調達案 件について、契約方法、数量及び仕様等の入 札条件や外国製品の調達拡大についての配慮 などの適否について審査を行い随意契約の見 直し・縮減を図る	
	入札不参加者に対するアンケートの実施 入札説明書を受け取りに来た業者が入札に 参加しなかったため、結果一者応札となっ しまった場合、入札不参加業者に対し、何が 障壁となって参加しなかったか任意でアンケ ートを実施する	

(2) 庁費関係のうち、汎用的な物品、役務の調達の見直し

調達改善の対象	調達改善の取組内容	調達改善の目標
事務用消耗品等の購入及び役務 (警察庁)	共同調達品目数を増やすことにより経費の節減を図る ・平成25年度11品目 【購入7品目】 事務用消耗品、紙類(コピー用紙を除く)、 OA機器用消耗品、清掃用消耗品、蛍光灯、 トイレトーパー、非常食 【役務4品目】 速記、電気、廃棄物処理、クリーニング	平成26年度に向け、1品目(ガソリンの給油)を追加できるよう関係省庁と検討する
事務用消耗品の購入 (附属機関、地方機関及び都道府県警察)	各管区警察局等の単位を基本として、共同調達を実施する	平成24年度と比較して共同調達実施部局の増を目指す
印刷物の調達 (警察庁)	昨年度に引き続き、同じ時期の調達で同様の内容の少額随意契約の印刷物について、可能な限りまとめて一般競争入札を実施する また、調達部数についても必要性を再度検討し、更なる見直しを図る	平成24年度と比較して執行額の縮減を目指す

(3) 情報通信分野における調達の見直し

調達改善の対象	調達改善の取組内容	調達改善の目標
情報通信分野における調達 (警察庁及び地方機関)	意見招請の実施 意見招請は、競争性を高める上でも一者応札の防止においても有効な方策である。今年度の調達に際しても意見招請を実施し、最新の情報を得て、仕様書の見直しを行うことにより、調達の見直しを図る	平成24年度と比較して随意契約・一者応札となっている契約数の縮減を目指す。

	<p>中央調達促進</p> <p>現在地方で調達している案件を精査し、中央調達とすることで経費の縮減が見込める案件については中央調達を図る</p>	<p>中央調達を促進することにより執行額の縮減を目指すとともに、総合評価落札方式の活用等を図る</p>
	<p>総合評価落札方式の活用等</p> <p>総合評価落札方式の活用、リース契約における複数年契約の活用等を図る</p>	

(4) 一般競争入札において同一業者の契約が続いている調達の見直し

調達改善の対象	調達改善の取組内容	調達改善の目標
<p>一般競争入札において同一業者の契約が続いている調達</p> <p>(警察庁、附属機関、地方機関及び都道府県警察)</p>	<p>新規業者の参入を促進するとともに、予定価格の積算の見直しを行う</p>	<p>平成24年度と比較して多数の業者の参加を目指すとともに、執行額の縮減を目指す</p>

(5) その他の調達案件への取組

ア DNA 試薬の調達の見直し

調達改善の対象	調達改善の取組内容	調達改善の目標
<p>DNA 試薬の調達</p> <p>(警察庁、地方機関及び都道府県警察)</p>	<p>これまでは全国に予算を配賦してそれぞれの部局で契約を行っていたが、複数の部局分を一括して調達することで経費の節減を図る</p>	<p>平成26年度に向け、より一層経費を節減するため競争性の確保を目指す</p>

イ 昨年度に引き続き実施を予定している取組

調達改善の対象	調達改善の取組内容	調達改善の目標
旅費事務 (警察庁)	旅費について、パック商品の利用を促進するとともに、旅行代理店へのアウトソーシングについても引き続き活用する	旅費の縮減を図るとともに、旅費事務の簡素化、効率化を図る
人材の育成 (警察庁)	当庁が実施する研修はもとより他省庁が主催の研修にも会計事務職員を積極的に参加させ、適切な会計経理の認識と高いコスト意識を持つ人材育成を目指す	プロたる職員の養成を図る
調達案件に関する情報発信 (警察庁)	できるだけ多くの供給者へ情報を発信し、入札への参入を促進するために、平成25年度政府調達案件について共同の調達セミナーに参加するとともに、警察庁独自の政府調達セミナーを開催する また、平成24年度よりホームページにおいても公表している	年度内の調達案件について事前に公表することで、より多数の入札参加者を募り競争性を図る

2 調達改善計画の実施状況の把握方法

調達改善計画の実施状況については、原則年2回（上半期・下半期）把握する。

なお、計画の見直しが必要となった場合については、随時改定し公表する。

3 自己評価の実施方法

上半期及び年度終了後、計画の達成状況、調達の具体的な改善状況等について評価を行い警察庁ホームページに公表する。

4 調達改善計画の推進体制

(1) 推進体制

警察庁における調達改善計画は、警察庁会計業務改善委員会（別添1）により推進する。

(2) 外部有識者の活用

調達改善計画の策定、自己評価の実施等の際には、警察庁会計業務検討会議（別添 2）の委員に意見を求める。

特に、締結した個別の契約について、その契約方式等に関し、同委員の意見を求める。

警察庁会計業務改善委員会設置要綱

1 設置

警察庁に、警察庁会計業務改善委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 任務

委員会は、行政事業レビュー、調達改善の取組等、警察庁における会計業務の改善に係る各種取組の推進を図ることを任務とする。

3 構成及び運営

- (1) 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。
- (2) 委員長、副委員長及び委員は、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。
委員長 官房長
副委員長 総務課長、会計課長
委員 参事官（企画担当）、生活安全企画課長、刑事企画課長、企画分析課長、交通企画課長、警備企画課長、外事課長、情報通信企画課長、警察大学校教務部長、科学警察研究所総務部長、皇宮警察本部副本部長
- (3) 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、委員会への出席を求めることができる。
- (4) 委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。
- (5) 委員会の庶務は、会計課において処理する。

警察庁会計業務検討会議設置要綱

1 設置

警察庁に、警察庁会計業務検討会議（以下「会議」という。）を設置する。

2 任務

会議は、警察庁における行政事業レビュー、調達改善の取組、随意契約の適正化の推進に係る取組等の会計業務の改善に係る各種取組に対し、公正中立の立場から専門的知見に基づき検討を行い意見を述べることにより、その客観性の確保を図ることを任務とする。

3 構成及び運営

- (1) 会議は、学識経験等を有し公正中立の立場で会議の行う取組に参画することができる外部有識者（以下「委員」という。）をもって構成し、次に掲げる者に警察庁会計業務改善委員会委員長が委嘱する。

赤坂裕彦 弁護士

竹谷智行 弁護士

松村敏弘 東京大学教授

水谷 章 公認会計士・税理士

- (2) 委員は、その互選により委員長を選任する。
- (3) 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席を求めることができる。
- (4) 会議の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。
- (5) 会議の庶務は、会計課において処理する。